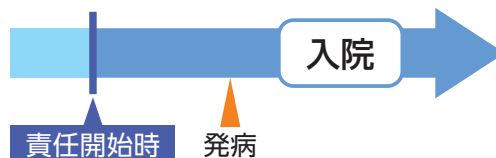




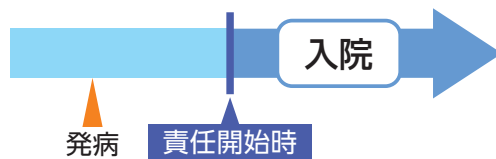
お支払いする場合

- 責任開始時後に発病した椎間板ヘルニアで入院したケース。



お支払いできない場合

- 責任開始時前に治療を受けていた椎間板ヘルニアが、ご加入後に悪化して入院したケース。



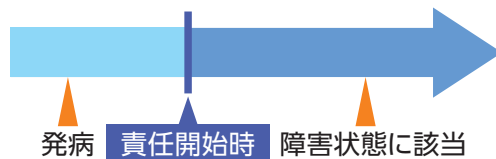
お支払いする場合

- 責任開始時後に発病した緑内障で両眼を失明したケース。



お支払いできない場合

- 責任開始時前に発病した緑内障で両眼を失明したケース。



解説

- 責任開始時(復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始時)前の疾病や傷害を原因とする場合には、原則として、高度障害保険金、入院給付金、手術給付金などはお支払いできません。

「お支払いできない場合」であっても、以下の場合にはお支払いの対象になることがあります。

- ・ 責任開始時から2年経過後に入院を開始した場合や2年経過後に手術を受けた場合
- ・ 責任開始時前に発病していた疾病もお支払いの対象となるご契約の場合
- ・ 転換や保障見直しをされたご契約の場合
- ・ 保険契約の締結もしくは復活の際の告知などにより、当社が、その原因の発生を知っていた場合、または、過失によって知らなかった場合 など